

MOX 燃料加工建屋に係る既認可からの変更点に関する基本ロジック(耐震建物21)

- 新規制基準を受けた設工認申請にあたり、新規制基準への適合性の観点に加え、既設工認からの変更事項に対して申請すべき事項を抜けなく申請する必要がある。
- MOX 燃料加工施設の燃料加工建屋は、新規制基準における追加要求事項に対応するため、機器レイアウトの変更及びそれに伴い以下の項目について既設工認の設計の変更を行っている。
 - ・ 排気筒の位置及び高さの変更
(他工事との干渉回避及び波及的影響の発生防止のため)
 - ・ 建屋の増床(建屋内レイアウト変更を含む。)及び階高の寸法変更
(重大事故等対処施設の追加設置等により、機器設置スペースを確保するため)
 - ・ 壁開口部の構造、寸法及び材質の変更
(開口部の配置変更及び火災防護対策のため)
- 上記の変更に伴い燃料加工建屋の重量や剛性等が変更されるため、重量や剛性等の入力条件を地震応答解析モデル及び基礎スラブの応力解析モデルに適切に反映していることを確認する。
- また、燃料加工建屋の重要区域について、要求機能及び耐震クラスについて整理を行っている。また、その要求機能に対し、地震時においても機能維持を行うための許容限界の設定を行っている。

以上